

平成 19 年度分住民税の減額措置について

～年度間の所得変動に伴う経過措置～

税源移譲による税制改正では、平成 19 年度の住民税で税負担額が増え、平成 19 年分の所得税がその分減ることになりました。

しかし、退職などにより平成 19 年分の所得税がかからなくなると、所得税が減額されないまま住民税の負担のみが増えてしまいます。このような所得変動に伴う負担増を調整するため、平成 19 年度分に限り住民税を減額する措置があります。

【対象者】

次の①と②の両方を満たす人

- | | | |
|----------------------|---|----------------------------------|
| ① 平成 19 年度住民税の課税所得金額 | > | 所得税との人的控除の差額の合計額
(申告分離課税分を除く) |
| ② 平成 20 年度住民税の課税所得金額 | ≤ | 所得税との人的控除の差額の合計額
(申告分離課税分を含む) |

※人的控除とは、配偶者控除や扶養控除などの所得控除のことで、所得税と住民税では控除額に差があります。

【控除額の計算方法】

平成 19 年度の住民税額（調整控除を差し引いた後）から、税源移譲前の税率を用いて算出した税額を差し引いた金額が、減額されます。すでに納付していただいている人には、還付します。

【申告方法】

この措置を受けるには**申告が必要**です。

該当すると思われる人には事前に『**市民税・県民税 減額申告書**』を送付しますので、期限までに市役所税務課または各支所総務商工課に提出してください。

ただし、転入などで平成 19 年度分の住民税が大洲市で課税されていない人は、該当する市区町村に申告が必要となります。

【申告期間】 **平成 20 年 7 月 1 日～7 月 31 日**

【注意事項】

平成 19 年分の所得税がかからない人でも、まだ確定申告か住民税申告を済まされていない人は、1 年間の収入状況を確認できないため、必ず申告するようにしてください。

なお、平成 19 年中に亡くなった方や海外で勤務していた方は平成 20 年度の課税所得を有しないため、今回の減額措置の対象とはなりません。